

平成18年第1回三重県議会定例会提出予定議案概要

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|-----|---|-----|-----|---|--------|--------|-----|-------|-----|-----|-----|---|-----|
| ◎予算 (16件) 総務局 | | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予 算</td> <td>16件</td> <td rowspan="5" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">議案 73件</td> </tr> <tr> <td>条 例 案</td> <td>41件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>84件</td> </tr> </table> <p>(注) 現段階での予定案件であり、今後若干の変更がある場合がある。</p> | 予 算 | 16件 | } | 議案 73件 | 条 例 案 | 41件 | その他議案 | 16件 | 報 告 | 11件 | 計 | 84件 |
| | | 予 算 | 16件 | } | | | 議案 73件 | | | | | | | |
| 条 例 案 | 41件 | | | | | | | | | | | | | |
| その他議案 | 16件 | | | | | | | | | | | | | |
| 報 告 | 11件 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 84件 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 平成18年度三重県一般会計予算 平成18年度三重県交通災害共済事業特別会計予算 平成18年度三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 平成18年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計予算 平成18年度三重県農業改良資金貸付事業等特別会計予算 平成18年度三重県中央卸売市場事業特別会計予算 平成18年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 平成18年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 平成18年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 平成18年度三重県港湾整備事業特別会計予算 平成18年度三重県流域下水道事業特別会計予算 平成18年度三重県公共用地先行取得事業特別会計予算 平成18年度三重県水道事業会計予算 平成18年度三重県工業用水道事業会計予算 平成18年度三重県電気事業会計予算 平成18年度三重県病院事業会計予算 | | | | | | | | | | | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------------------|----------------------|--|
| ◎条例案 (41件) 農水商工部 | 三重県離島漁業再生支援基金条例案 | <p>離島における漁業の再生の支援に要する経費の財源に充てるため、三重県離島漁業再生支援基金を設置するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金には、一般会計歳入歳出予算の定める額を積み立てる。 ・基金は、離島における漁業の再生の支援に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができる。 |
| 健康福祉部 | 三重県障害者介護給付費等不服審査会条例案 | <p>市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求を審理するため、三重県障害者介護給付費等不服審査会を設置するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県障害者介護給付費等不服審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|----------------------------|--|
| 地域振興部 | 三重県立熊野古道センター 条例案 | <p>世界の文化遺産として登録された「紀伊山地の霊場と参詣道」のうち三重県内の指定地に関する歴史、自然、文化等を紹介するとともに、人及び情報の交流を通じて地域の振興に寄与するため、三重県立熊野古道センターの設置及び管理について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を図るものである。</p> <p>(平成19年4月1日までの間において規則で定める日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県立熊野古道センターで、熊野古道の歴史、自然及び文化に関する資料の収集、保管及び展示に関する事業等を行う。 ・三重県立熊野古道センターの管理を指定管理者に行わせる。 ・指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める。 ・指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。 |
| 病院事業庁 | 三重県病院事業庁看護師修学資金返還免除に関する条例案 | <p>三重県の看護実践能力の向上に資する看護師を育成するため、県外にある学校等に在学している者であって、将来県立病院において看護師の業務に従事し、実務の経験を通じて得られる高度の専門的な知識経験を活用しようとするものに貸与した修学資金の返還の免除について必要な事項を定めるものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な制定項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金の返還の当然免除及び裁量免除の要件を規定する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|------------------------------|---|
| 総務局 | 会社法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 | <p>会社法の施行に伴い、関係条例の規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(会社法の施行の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる条例において規定を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 三重県中央卸売市場条例 (2) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例 |
| 地域振興部 | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>地方自治法第252条の17の2第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づき、知事及び三重県教育委員会の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法の一部改正にかんがみ、揮発性有機化合物の排出等に係る届出の受理の事務をすべての市町が処理することとする事務とする。 ・租税特別措置法に基づく優良宅地の認定等の事務を処理することとする市町にいなべ市を加える。 ・租税特別措置法第70条の4第31項(同法第70条の6第38項において準用する場合を含む。)の規定による所轄税務署長への通知(下記農地転用の許可に係るものに限る。)の事務を処理することとする市町に松阪市、伊賀市及び南伊勢町を加える。 ・戦傷病者特別援護法に基づく補装具の支給及び修理の決定等の事務を処理することとする市町にいなべ市及び志摩市を加える。 ・農地法第4条第1項の規定に基づく農地の転用の許可(同条第2項第1号ロ(1)及び同項第2号に係るもので、同一の事業の目的に供するため2ヘクタール以下の農地を転用する場合に限る。)等の事務を処理することとする市町に松阪市、伊賀市及び南伊勢町を加える。 ・三重県文化財保護条例に基づく県指定史跡名勝天然記念物の管理の事務を処理することとする市町にいなべ市及び志摩市を加える。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------|---|---|
| 総務局 つづき | <p>議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県手数料条例の一部を改正する条例案</p> | <p>障害者自立支援法の制定等に伴い、規定を整備するものである。 (平成18年10月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・介護補償についての規定を整備する。</p> <p>介護保険法等の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) (1)手数料及び手数料を納付する機関の追加 ・介護保険法関係 (2)手数料の改正 ・通訳案内業法関係</p> |
| 防災危機管理局 | 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案 | <p>地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正にかんがみ、規定を整備するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・高圧ガス製造保安責任者試験手数料、高圧ガス販売主任者試験手数料等についての規定を整備する。</p> |
| 健康福祉部 | 三重県介護支援専門員実務研修受講試験手数料条例の一部を改正する条例案 | <p>介護保険法の一部改正にかんがみ、介護支援専門員実務研修受講試験手数料についての規定を整備するものである。 (平成18年4月1日(一部公布の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・介護支援専門員実務研修受講試験手数料を7,000円(現行6,000円)とする。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|--|
| 警察本部 | 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案 | <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正にかんがみ、手数料についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成18年5月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗型性風俗特殊営業等の届出確認書交付手数料等の追加 |
| 総務局 | 三重県県税条例の一部を改正する条例案 | <p>納税者の利便性の向上を図るため、自動車税の減免についての規定を整備するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税の減免の申請期限を納期限まで(現行 納期限前7日まで)とする。 |
| 健康福祉部 | <p>三重県立草の美りハビリテーションセンター条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例案</p> | <p>障害者自立支援法の制定に伴い、短期入所に係る規定を整備するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所に係る使用料についての規定を整備する。 <p>介護保険法の一部改正に伴い、規定を整備するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠出金及び貸付金の償還についての規定を整備する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------|---|--|
| 健康福祉部 つづき | 三重県身体障害者総合福祉センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案 | <p>障害者自立支援法の制定等に伴い、三重県身体障害者総合福祉センターにおいて行う事業等に関する規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所及び介護予防に関する事業、短期入所の利用料金の額等についての規定を整備する。 |
| | 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>看護系大学を卒業した看護職員を確保するため、修学資金の返還免除についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の看護系大学在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者に係る規定の追加 ・大学院の修士課程在学中に看護職員の修学資金の貸与を受けた者等に係る規定の削除 |
| | 三重県精神保健福祉審議会条例の一部を改正する条例案 | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、三重県精神保健福祉審議会の設置等についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議会の所掌事務、組織、委員等についての規定を整備する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------|-------------------------------|--|
| 健康福祉部 つづき | 三重県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、特定動物の飼養の許可等に係る規定を整備するとともに、必要な改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定動物の飼養の許可等に係る規定及び罰則を整備する。 ・動物取扱業登録申請手数料等を追加する。 |
| 生活部 | 三重県県民生活センター条例の一部を改正する条例案 | <p>三重県県民生活センターの機能の見直しに伴い、その名称及び事業についての規定を整備するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県県民生活センターの名称を「三重県消費生活センター」に改める。 ・交通事故に係る相談事業を削除する。 |
| | 三重県消費生活条例の一部を改正する条例案 | <p>消費者保護基本法の一部改正及び消費者を取り巻く社会経済情勢の変化にかんがみ、消費者の権利を尊重し、消費者の自立を支援するため、所要の改正を行うものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年7月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的及び基本理念に、消費者の権利尊重及び自立支援を加える。 ・事業者及び事業者団体の責務等並びに消費者団体等の役割についての規定を整備する。 ・広告の適正化、消費者苦情の処理等についての規定を整備する。 ・事業者指導を強化するため、不当な取引行為に関する調査、合理的な根拠を示す資料の提出及び情報提供についての規定を整備する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------|---|---|
| 生活部 つづき | 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案 | <p>近年の青少年を取り巻く環境の急速な変化に的確に対処し、青少年の健全な育成を図るため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(平成18年7月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機及び自動貸出機の定義を追加する。 ・有害な興行及び図書類に、知事が指定する業界団体等が審査し、青少年の観覧等を不相当であると認めたものを加える。 ・インターネットを利用する青少年が有害情報を入手できないようにするため、保護者、事業者等の努力義務規定を整備する。 ・使用済み下着の買受け、勧誘行為、非行助長行為等の禁止についての規定及び罰則を整備する。 |
| 農水商工部 | <p>三重県地域農業改良普及センター条例の一部を改正する条例案</p> <p>三重県卸売市場条例の一部を改正する条例案</p> | <p>津市の設置にかんがみ、規定を整備するものである。</p> <p>(平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県津一志地域農業改良普及センターの名称を三重県津地域農業改良普及センターに改める。 <p>生鮮食料品等の流通の広域化及び情報化の進展を踏まえ、卸売市場の再編を進めるため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(平成18年4月1日(一部会社法の施行の日)から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央卸売市場から地方卸売市場への転換に関する事項を規定する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|----------------------------|--|
| 県土整備部 | 三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案 | <p>宮川流域下水道宮川処理区を新たに供用開始するのに伴い、所要の改正を行うものである。 (平成18年6月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮川流域下水道宮川処理区に係る規定の追加 |
| 教育委員会 | 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案 | <p>平成18年度における公立学校の学級編制及び教職員定数の改善等に伴い、公立学校職員の定数の改正を行う等必要な改正を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員定数を改める。 |
| | 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成17年10月14日付けの給与構造改革に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の給料月額の変改、昇給の制度の変改及び地域手当の新設等を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給料表の級構成及び号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。 ・公立学校職員の昇給の制度を改定する。 ・地域手当を新設する。 ・駐車施設の利用料金に係る通勤手当を新設する。 ・栄養教諭の採用に伴い、規定を整備する。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------|--|--|
| 教育委員会 つづき | <p>県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案</p> <p>公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案</p> | <p>公立学校職員の給料月額の設定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・現業職員の給料表を改定する。</p> <p>国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革や地方公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、公立学校職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。 ・退職手当の基本額についての規定を整備する。 ・退職手当の調整額についての規定を整備する。</p> |
| 病院事業庁 | 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案 | <p>三重県立こころの医療センターにおける洗濯業務の委託内容の変更に伴い、使用料についての規定を整備するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・洗濯サービスの利用に係る使用料を改める。</p> |
| 企業庁 | 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成17年10月14日付けの給与構造改革に関する勧告等にかんがみ、企業庁企業職員の地域手当の新設及び調整手当の廃止を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目) ・調整手当を廃止し、地域手当を新設する。</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------|--------------------------------------|--|
| 企業庁 つづき | 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案 | <p>工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金を改定するものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北伊勢工業用水道の使用料金及び超過料金の単価を改める。 |
| 病院事業庁 | 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成17年10月14日付けの給与構造改革に関する勧告等にかんがみ、病院事業庁企業職員の地域手当の新設及び調整手当の廃止を行うものである。 (平成18年4月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整手当を廃止し、地域手当を新設する。 |
| 警察本部 | 三重県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例案 | <p>市町村の合併の進展にかんがみ、警察署の管轄区域について改正を行うものである。 (公布の日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県津警察署、三重県津南警察署及び三重県松阪警察署の管轄区域を改める。 |
| | 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例案 | <p>厳しさを増す治安情勢に的確に対処するため、警察職員の定員の改正を行うものである。 (規則で定める日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察官の定員を改める。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|--|---|
| 警察本部 つづき | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案 | <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正にかんがみ、受付所営業の禁止地域等に関する規定を追加するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年5月1日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付所営業の距離制限の基準となる施設は、病院等及び特定公園とする。 ・受付所営業の禁止地域を定める。 ・受付所営業は、県内全域において深夜の営業を禁止する。 |
| 健康福祉部 | 三重県いなば園条例を廃止する条例案 | <p>三重県いなば園を社会福祉法人三重県厚生事業団に移管することに伴い、三重県いなば園条例を廃止するものである。</p> <p style="text-align: right;">(平成18年4月1日から施行)</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------------------|-----------------------------|---|
| ◎その他議案 (16件) 総務局 | 全国自治宝くじ事務協議会 規約の一部変更について | 全国自治宝くじ事務協議会に堺市が加入することについて 全国自治宝くじ事務協議会規約(昭和30年三重県告示第3 01号)の一部を変更するものである。 (平成18年4月1日から施行) |
| 地域振興部 | 市町の境界変更について | 伊勢市と度会郡玉城町との申請に基づき、地方自治法(昭 和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、市町の 境界を変更するものである。 |
| 環境森林部 | 林道関係建設事業に対する 市町の負担について | 平成18年度において県の行う林道関係建設事業は、市町 内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するも のであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該 市町に負担を求めるものである。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|--------------------------|--|
| 農水商工部 | 県営農水産関係建設事業に対する市町の負担について | 平成18年度において県の行う農水産関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。 |
| 県土整備部 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について | 平成18年度において県の行う土木関係建設事業は、市町内の公共施設等の機能を高め、住民福祉の増進に寄与するものであり、その利益を受ける限度に応じ、経費の一部を当該市町に負担を求めるものである。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|-------------------|---|
| 健康福祉部 | 財産の無償譲渡について | <p>県有財産について、次のとおり無償譲渡を行おうとするものである。</p> <p>1 所在地 津市稲葉町字上野 3989 番地</p> <p>2 種目及び数量 ア 土地 津市稲葉町字上野3951番地 2 ほか 145筆 104,531.5㎡ イ 建物及び工作物 建物延べ床面積10,089.53㎡ 高架水槽ほか84件</p> <p>3 相手方住所氏名 津市一身田大古曾670番地 2 社会福祉法人 三重県厚生事業団 理事長 丸山浩司</p> |
| | 財産の無償譲渡について | <p>県有財産について、次のとおり無償譲渡を行おうとするものである。</p> <p>1 所在地 三重郡菰野町大字千草 7094 番地内</p> <p>2 種目及び数量 擁壁工ほか 5 件</p> <p>3 相手方住所氏名 三重郡菰野町千草 2991-1 鳥居道山財産組合 管理者 菰野町長 服部忠行</p> |
| 警察本部 | 損害賠償の額の決定及び和解について | <p>平成17年11月17日、桑名市大字桑部526番地5先 県道桑名大安線において、交通取締中、停止旗先端が誤って 走行中の普通乗用車に接触したため、車両左後部が損傷した もの。</p> <p>損害賠償額 100,937 円</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 | | | | |
|--------------|---|---|-------|-----------|------------|---------------------------------|
| <p>県土整備部</p> | <p>三重県道路公社の道路の整備に関する基本計画の変更に係る定款の変更について</p> | <p>志摩開発有料道路の事業を廃止することについては、三重県道路公社定款に定める道路の整備に関する基本計画を変更する必要がある。</p> <p>三重県道路公社定款第 20 条の表中</p> <table border="1" data-bbox="753 445 1481 607"> <thead> <tr> <th data-bbox="753 445 1072 510">路 線 名</th> <th data-bbox="1072 445 1481 510">管 理 の 区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="753 510 1072 607">三重県道 鳥羽阿児線</td> <td data-bbox="1072 510 1481 607">三重県志摩市磯部町三ヶ所から 三重県志摩市阿児町鵜方まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>を削除する。</p> | 路 線 名 | 管 理 の 区 間 | 三重県道 鳥羽阿児線 | 三重県志摩市磯部町三ヶ所から 三重県志摩市阿児町鵜方まで |
| 路 線 名 | 管 理 の 区 間 | | | | | |
| 三重県道 鳥羽阿児線 | 三重県志摩市磯部町三ヶ所から 三重県志摩市阿児町鵜方まで | | | | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---|---|
| 総合企画局 | 四日市港管理組合規約の変更にかかる協議について | <p>四日市港を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、四日市港管理組合規約の一部を改正するものである。</p> <p>(変更内容)</p> <p>(1) 四日市港管理組合議員の定数・内訳</p> <p>(2) 管理者</p> <p>(3) 副管理者</p> <p>(4) 経費の負担割合</p> <p>(施行時期)</p> <p>平成十八年四月一日</p> |
| 総務局 | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>(平成18年1月1日で事務受託をする団体)</p> <p>津市</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|------------|---|--|
| 総務局 つづき | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成18年1月1日で事務受託をする団体） 多気町</p> |
| | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成18年1月10日で事務受託をする団体） 大台町</p> |
| | 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の受託をするための協議について | <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、下記団体に係る議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の一部を受託するため、協議するものである。</p> <p>（平成18年1月10日で事務受託をする団体） 紀宝町</p> |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|---------------------|---|
| 生活部 | 三重県人権施策基本方針の変更について | 今日の人権問題に的確に対応するため、人権が尊重される三重をつくる条例に基づき策定した三重県人権施策基本方針の変更を行うものである。 |
| 環境森林部 | 三重の森林づくり基本計画の策定について | 三重の森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重の森林づくり条例第11条の規定により、三重の森林づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要となる事項を定める基本計画を策定するものである。 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-----------------------|--|---|
| ◎報告 (11件) 県土整備部 | 専決処分の報告について (訴えの提起(和解を含む。) について) | 県営住宅家賃の滞納に伴う家賃の請求等の訴えの提起(和 解を含む。)を行った。 |
| 総務局 | 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年11月28日尾鷲市栄町地内の駐車場において発 生した紀北県民局県税部(税務室)に係る自動車による公務 上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 120,000円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------|--|--|
| 農水商工部 | 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年11月17日熊野市井戸町地内の林道において発生した紀南県民局農政商工部に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 51,261 円 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|-------------|--|---|
| 警察本部 つづき | 専決処分の決定について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年8月28日、亀山市長明寺町地内の国道306号線において発生した鈴鹿警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 401,625 円 |
| | 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年10月13日津市丸之内地内の駐車場において発生した津警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 194,631 円 |
| | 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年10月20日亀山市布気町地内の東名阪亀山PA駐車場において発生した尾鷲警察署に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 238,812 円 |
| | 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び 和解について) | 平成17年11月7日大阪市平野区长吉長原地内の府道大阪中央環状線において発生した捜査第一課に係る自動車による公務上の事故に関して損害賠償の額について和解した。 損害賠償額 61,180 円 |

| 区 分 | 件 名 | 概 要 |
|--------------|--------------------------|---|
| 企業庁 病院事業庁 | 議会の議決すべき事件以外 の契約等について | <p>地方公営企業の業務に関する予定価格5億円以上の工事又は製造の請負の契約</p> <p>【契約名称】 長発電所災害復旧改造工事（その1） 【場 所】 多気郡大台町大字長ヶ地内 【契約金額】 554,400,000円</p> <p>【契約名称】 山村浄水場計装・計算法設備取替工事 【場 所】 四日市市山村町 その他 【契約金額】 556,500,000円</p> <p>【契約名称】 県立志摩病院外来診療棟建築工事 【契約金額】 1,501,500,000円</p> <p>【契約名称】 県立志摩病院外来診療棟機械設備工事 【契約金額】 531,300,000円</p> |